

事務連絡
令和2年12月14日

障害福祉サービス事業所 各位

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービスにおける在宅での臨時的なサービス提供に係る取り扱いについて（再周知）

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービスにおける在宅でのサービス提供に係る取り扱いについて、一部変更がありましたのでお知らせいたします。各事業所におかれましては、改めて取り扱いをご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

・（別紙1）

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る通所系サービスにおける在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について」※就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

・（別紙2）

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る通所系サービスにおける在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について」※生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

・（別紙3）

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る入所系（施設入所・グループホーム）サービスにおける在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について」

・「在宅でのサービス提供計画書」（就労系のみ）

・「新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的な休業または在宅支援の実施状況報告」

【問い合わせ先】

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市障害福祉課自立支援係（078-918-1344）